

園庭開放について

④ 第一保育所 ☎ 77-1036
第二保育所 ☎ 78-0160
第三保育所 ☎ 77-1441

6月から保育所の園庭開放を実施します。

■対象者 未就学児
■開園日 毎月第2・4水曜日
※行事などによりご利用できないことがあります。ご了承ください。

■利用時間 午前10～11時
■利用場所 各保育所
■利用方法 ご利用の際は各保育所にお問い合わせください。
■園庭開放のお約束
・検温のご協力をお願いします。
・水分補給以外の飲食はできません。
・感染症の流行などで中止になることがあります。

第4回芝山町ボッチャ交流大会の参加者を募集します

④ 生涯学習課 社会教育係 ☎ 77-1861

年齢・性別・障がいの有無などを問わず、誰もが楽しめるパラスポーツ「ボッチャ」に挑戦してみませんか。ピタッとよせたり、スカッとほじいたり、どこに投げる？考えれば考えるほど楽しいパラスポーツです。興味のある方はぜひご参加ください。

※町ホームページにも掲載しています。

■日時 7月4日(土) 午前8時15分受付開始

■場所 福祉センターやすらぎの里
屋内ゲートボール場「すばく芝山」

■募集チーム数 16チーム

3人～4人で1チームを編成してください。(在住・在勤者・在学者(町内スポーツクラブなど所属者含む))

※小学3年生以下でのチーム編成の場合は、大会当日は保護者同伴で参加してください。

■申込み 6月19日(金)までに生涯学習課窓口での直接申込みまたはFAX、メールにてお申込みください。

FAX 77-1950

メール syakyo@town.shibayama.lg.jp



学生納付特例制度 納付が猶予されます

④ 町民税務課 国保年金係 ☎ 77-3912
千葉年金事務所 ☎ 043-242-6320

国民年金は20歳以上であれば、学生も加入し、国民年金保険料を納付しなければなりません。国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。保険料が納められないときは、未納のまま放置せず、学生納付特例を申請しましょう。

■対象となる学生

学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(修業年限が1年以上である課程)に在学する20歳以上の学生などで、本人の前年所得が128万円+(扶養親族などの数×38万円)以下の方

■申請方法

国保年金係へ申請書を提出してください。

※申請書については同窓口にもあります。

■申請に必要なもの

・基礎年金番号または個人番号がわかるもの
・在学証明書または学生証(両面)の写し

■昨年度に引き続き学生の方
学生納付特例制度により、令和7年度に保険料納付を猶予されておられる方は、令和8年度も引き続き在学予定の方へは、4月1日以降に日本年金機構よりがき形式の学生納付特例申請書が送付されていますので、はがき形式のものをお使いいただけます。

■追納制度

学生納付特例の承認を受けた期間は、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めることができます。将来受け取る年金額を増額するためにも、追納することをおすすめします。

学生納付特例の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。



地域の安全を共に守りませんか 家庭用防犯カメラ設置事業補助金について

④ 総務課 自治振興係 ☎ 77-3903

町内における犯罪の発生を抑制し、安全で安心なまちづくりに寄与することを目的として、芝山町では町内の住宅(共同住宅及び借家を除く)に家庭用防犯カメラを設置した方に対し、予算の範囲内で家庭用防犯カメラ設置費用を補助します。

■対象者

① 本町に居住し、かつ、本町の住民基本台帳に記録されている者

② 家庭用防犯カメラを設置する住宅の所有者または所有者の同意を得ている者

③ 町税を滞納していない世帯の者(右記①～③をすべて満たす個人)

■補助金額
補助対象経費(消費税を含む)

に2分の1を乗じて得た額…上限20,000円(1,000円未満切り捨て)
※補助金の交付は、1世帯につき1回限り

■補助対象経費

① 家庭用防犯カメラ(録画機能付きのドアホンおよび置き型の防犯カメラを除く。)および家庭用防犯カメラで撮影した映像を確認するモニター、



国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者 交通事故などによるケガや病気で治療をするときは、速やかに届出を

④ 町民税務課 国保年金係 ☎ 77-3913

示談する前に必ず「相談ください」。

芝山町国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者で交通事故や暴力行為などの第三者の行為によるケガで健康保険を使用し治療を受ける場合、必ず国保年金係へ届出をしてください。

※届出を行う前に、加害者から治療費を受け取ったり示談を済ませたりすると、健康保険が使用できなくなります。示談を結ぶ前に必ず「相談ください」。

【国民健康保険・後期高齢者医療保険が使用できない場合】
・飲酒運転や無免許運転などの法令違反での事故
・労災対象の事故
・犯罪行為
・ケンカによるケガ

成田空港の更なる機能強化について 住民説明会を開催します

④ 企画空港政策課 空港地域振興係 ☎ 77-3906

成田空港の更なる機能強化におけるB滑走路の先行供用などについて、運用方法などに関する住民説明会を開催します。事前申込不要となりますので、次の日程をご確認いただき直接会場へお越しください。

■住民説明会
○日程①(全地区対象)
・開催日 6月13日(土)
・時間 午前10時～

○日程②(全地区対象)
・開催日 6月13日(土)
・時間 午後1時30分～

○日程③(全地区対象)
・開催日 6月15日(月)
・時間 午後6時30分～
・会場 福祉センター「やすらぎの里」2階
※全日程同じ内容となります。

当該撮影した映像を記録する録画装置、その他家庭用防犯カメラと一体的に機能する機器(スマートフォン・タブレット端末、パソコンなどを除く)の購入費

② 家庭用防犯カメラを設置するために要する工事費

③ 家庭用防犯カメラを設置している旨の表示を掲示することに係る経費

※家庭用防犯カメラおよびモニター、録画装置、その他の家庭用防犯カメラと一体的に機能する機器を賃借により設置した場合は、補助対象経費としない。

■提出書類

① 補助金交付申請書兼請求書(町指定様式)

② 領収書又は支出を証する書類(次の内容が記載されているもの)
ア 領収日
(令和7年4月以降のもの)
イ 領収金額
(防犯カメラの設置に係る総額・内訳がわかるもの)
ウ 購入店
エ 宛名

(家庭用防犯カメラを設置する住宅の所有者または所有者の同意を得ている者)

※原本をお持ちください。

③ 振込口座が確認できる書類(通帳またはキャッシュカードの写し)

④ 防犯カメラなどの設置場所の位置図及び設置前後の写真など
※家庭用防犯カメラを設置している旨の表示を行うこと。